

議会運営委員会

日 時 令和4年8月17日（水）
午前9時30分から
場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 令和4年9月島田市議会定例会の会期幅について・・・・・・・・・・資料1

(2) 令和4年9月島田市議会定例会の予定されている議案等について

【当局側の事項】

① 報告2件、認定10件、補正予算6件、条例1件、一般3件 計22件

② 上記のほか、追加を予定している（可能性のある）議案等

補正予算2件

【議会側の事項】

① 請願1件（令和4年6月定例会からの継続審査案件）

(3) 決算説明会について 8月31日（水） 本会議終了後

(4) 令和4年9月定例会以降の議会における感染対策について・・・・・・・・資料2

(5) 総務生活常任委員会による「議会で利用する紙類を減らす取り組みに

関するアンケート」の実施について・・・・・・・・・・資料3

(6) 議会報告会（市民との意見交換会）の開催について・・・・・・・・資料4

日 時 令和4年10月29日（土）午後7時～、11月5日（土）午後7時～

内 容 ① 9月定例会報告 ② 意見交換

(7) 島田商工会議所との意見交換会の開催について

日 時 令和5年1月18日（水）午後1時30分～

内 容 ① 11月定例会報告 ② 意見交換

4 その他

(1) 次回の議会運営委員会について

日 時 令和4年8月24日（水）午前9時30分～

議 題 9月定例会の議案の取り扱いについて ほか

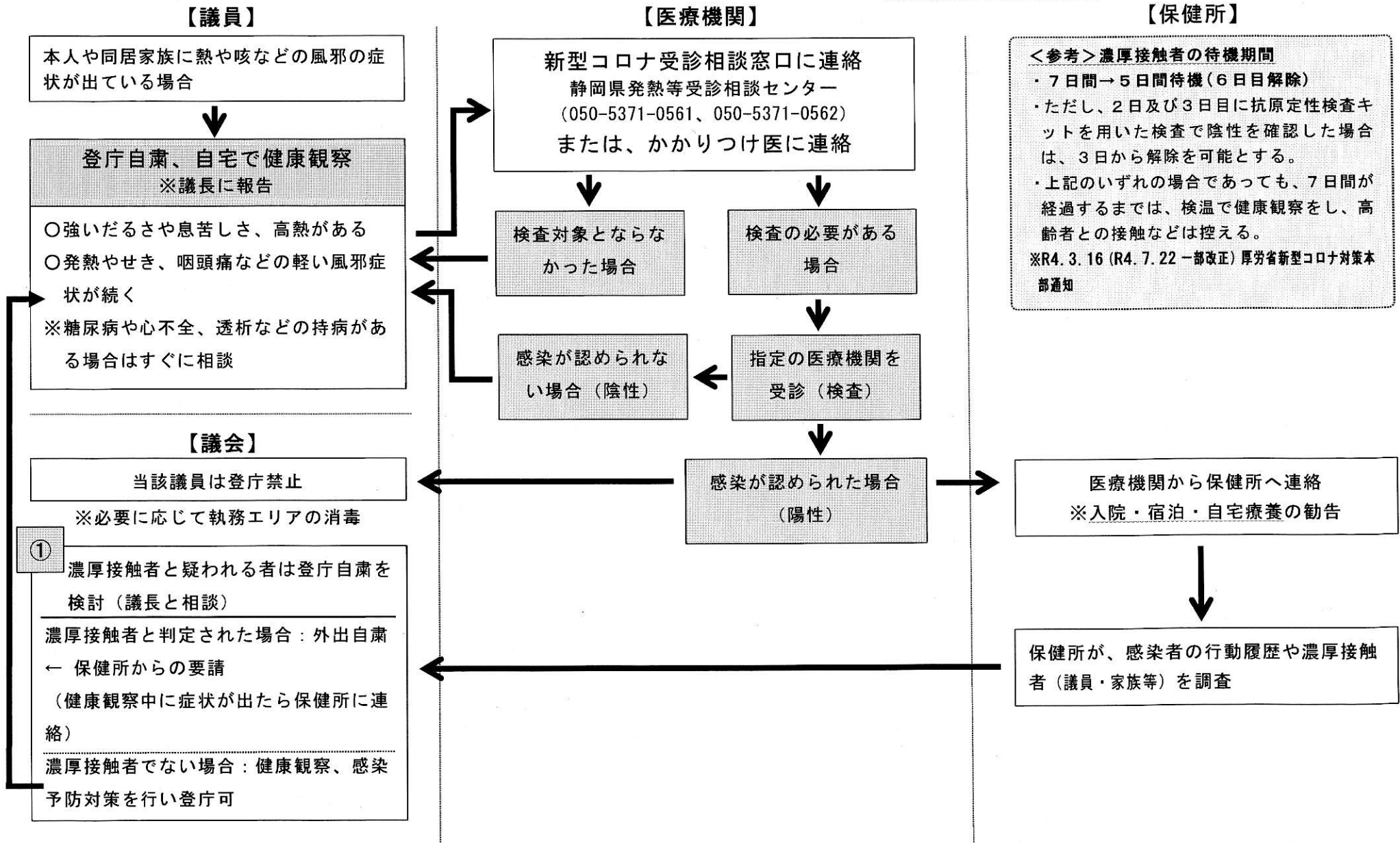
5 閉 会

令和4年9月島田市議会定例会日程(案)

月 日	曜日	会 議 内 容	備 考
8月17日	水	議会運営委員会 午前9時30分～	
8月24日	水	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全員協議会 議員連絡会終了後、予算・決算特別委員会 全員協議会終了後	議会招集告示(8/23予定)、議案送付
8月26日	金		諸般通告締切り:正午、一般質問通告事前提出:午後3時
8月30日	火		一般質問通告締切り:午後3時
8月31日	水	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】 午前9時30分～、決算説明会 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の常任委員会等審査・調査報告、議案上程・説明	
9月1日	木	休会	
9月2日	金	休会	
9月3日	土	休会	
9月4日	日	休会	
9月5日	月	休会	
9月6日	火	休会	
9月7日	水	休会	議案質疑通告締切り:午後3時
9月8日	木	【本会議(一般質問)】 午前9時30分～	
9月9日	金	【本会議(一般質問)】 午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合)午前9時～)	
9月10日	土	休会	
9月11日	日	休会	
9月12日	月	【本会議(一般質問)】 午前9時30分～	
9月13日	火	休会	
9月14日	水	【本会議(議案質疑)】 午前9時30分～ 予算・決算特別委員会 議案質疑終了後	
9月15日	木	休会(予算・決算厚生教育分科会、厚生教育常任委員会)午前9時30分～	※前の委員会が延長された場合は、次の委員会の開催時間等を繰り下げる。
9月16日	金	休会(予算・決算経済建設分科会、経済建設常任委員会)午前9時30分～	
9月17日	土	休会	
9月18日	日	休会	
9月19日	月	休会(敬老の日)	
9月20日	火	休会(予算・決算総務生活分科会、総務生活常任委員会)午前9時30分～	
9月21日	水	休会(常任委員会、予算・決算特別委員会:予備日)	
9月22日	木	休会(予算・決算特別委員会) 午前9時30分～	討論通告締切り:午後3時
9月23日	金	休会(秋分の日)	
9月24日	土	休会	
9月25日	日	休会	
9月26日	月	休会	
9月27日	火	休会	
9月28日	水	休会	
9月29日	木	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)	
9月30日	金	【本会議(最終日)】 午前9時30分～ 委員長報告→質疑→討論→採決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか	
31日間			

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。



＜参考＞濃厚接触者の待機期間

- ・ 7日間→5日間待機（6日目解除）
- ・ ただし、2日及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日から解除を可能とする。
- ・ 上記のいずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温で健康観察をし、高齢者との接触などは控える。

※R4. 3. 16 (R4. 7. 22 一部改正) 厚生労働省新型コロナ対策本部通知

①保健所が濃厚接触者の判定を行う。濃厚接触が疑われる者は、登庁の自粛を検討（議長と相談）。濃厚接触者と判定された者は、保健所が外出自粛を要請。
 【濃厚接触者とは】 新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。（厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」抜粋）

令和4年8月17日

1 マスクの着用について

災害対応における議会行動計画（感染症対策編）令和3年2月25日島田市議会議会運営委員会制定「感染まん延期」（県内の新規感染者の発生が過大である状況）における議員の行動は、『感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等）』となっていることから、議会活動におけるマスクの着用を議会運営委員会で決定しているものである。

○行動計画の目的

『・・・議会は、住民の代表機関として多様な市民ニーズを把握するとともに、議事（議決）機関として、市の団体意思を決定する役割を持っている。

このことから、感染症の影響による市民生活や社会経済活動への支障を最小限にするため、議会の実施すべき事項を明らかにし、その役割や行動を明確にするための行動計画を定めるものである。』

当該取扱いは議会運営委員会で協議し決定した事項である。（自治法第109条により条例で置くことが認められ、かつ議会運営に関する事項を協議決定する場とされている。）

したがって、当該委員会で決定された事項は議員として遵守すべきで、一部の議員を除き遵守している。

2 不織布マスクと着用の主張の相違

一部議員の主張は、

不織布マスクのろ過効率では、ウイルスは捕集しきれないため、マスク着用は不要である。

現在主流となっているオミクロン株の重症化率は県が公表した数値では0.01%でインフルエンザよりも低い。

これに対し、国・県等が示すマスク着用の「推奨」は、飛沫感染対策に着目したものである。

このため、2m以上距離があれば会話の有無を問わずマスクの着用を要しないが、2mに満たない場合で会話をする場合はマスクの着用を推奨するものである。

インフルエンザウイルスはすでに飲み薬があることに加え、政府が新型コロナウイルスを2類から5類への引き下げを行わない限り、インフルエンザとの比較は困難と考える。

【参考】国・県による屋内マスクの着用参考表

2m以上の距離を保つ→会話・発声あり（推奨）

2m以内にいる →会話・発声あり（推奨）

※裏を返せばマスクをしなければ会話できない。（議場、委員会等での発言ができない。）

3 9月議会におけるマスク着用の取扱い

一部の議員を除き、議会での取り決めに従ってマスクを着用している議員からしてみれば、上記一部議員の主張が議会運営に反映されるということは組織の在り方としても疑念を抱くこととなる。

したがって、会派代表者会議において当該取扱いについて協議し、議会としての方向性を示していく。

1 9月議会におけるマスク着用の取扱い内容

(1)議場内及び委員会室において委員間または当局職員との距離が2メートル以上確保できる場合
呼吸等が苦しくなるなど身体への影響がある場合、議長または委員長に申し出て会話をしないことを条件にマスクをずらすことの許可を得ることができることとする。(咳、くしゃみをするときはずらしたマスクを適切な着用に戻すことを遵守する。)

(2)委員会室において委員間または当局職員との距離が2メートル以上確保できない場合
呼吸等が苦しくなるなど身体への影響がある場合、委員長に申し出て暫時休憩を求め、2メートル以上の距離を確保したうえで、会話をしないことを条件にマスクをずらすことの許可を得ることができることとする。(咳、くしゃみをするときはずらしたマスクを適切な着用に戻すことを遵守する。) 暫時休憩時間は必要最小限にとどめる。

(3)一般質問における質問方式による取り扱い

質問方式に関わらず、呼吸等が苦しくなるなど身体への影響がある場合、議長に申し出ることで、適宜休憩しながら質問することができることとする。

2 取扱い内容に係る会派代表者会議での対応

上記取扱い内容を、会派代表者連名で議会運営委員会委員長に依頼文を送付する。
送付文(案)は別添のとおり。

島田市議会 議会運営委員会委員長 様

島田市議会

議会活動における議員のマスクの着用（議会における感染対策）について（依頼）

島田市議会では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年2月に『災害対応における議会議事行動計画（感染症対策編）』を策定し、議会運営委員会で当該計画の内容が了承されています。

この中で、現在の市内の感染状況下（「感染まん延期」（県内の新規感染者の発生が過大である状況））における議員の行動は、『感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等）』となっていることから、議会活動においてマスクの着用を議員に要請し、議員もこれに従っているところです。

今までも市議会においてマスクの着用要請への賛否がありましたが、国・県による屋内のマスク着用の目安によれば、2メートル以上の距離を保たれている場合で、会話や発生がない場合には着用を不要としていることに加え、新聞報道では、季節性インフルエンザと比較した場合の重症化率が新型コロナウイルスは低いこと、マスク着用による意思の疎通の妨げとなる弊害や酸欠による思考力低下の懸念などが挙げられております。

こうしたことを踏まえ、島田市議会としてマスク着用について以下の点について措置を講じるよう会派代表者連名で議会運営委員会委員長に依頼します。

なお、「島田市議会議員政治倫理規程」の目定に規定されている、「市民の厳粛な信託にこたえるため…公正かつ清廉を基本姿勢とした議員活動に取り組む」よう留意するとともに、「議員は、市民全体の利益を指針として常に信頼される行動をとり、いやしくも市の名誉と品位を傷つけるような行為をしないこと。」の規定に抵触しないように努めます。

加えて、マスク着用に係る議会運営委員会での決定事項を遵守します。

【依頼事項】

1. 議場内及び委員会室において委員間または当局職員との距離が2メートル以上確保できる場合
呼吸等が苦しくなるなど身体への影響がある場合、議長または委員長に申し出て会話をしないことを条件にマスクをずらすことの許可を得ることができるよう依頼します。（咳、くしゃみをするときはずらしたマスクを適切な着用に戻すことを遵守します。）

2. 委員会室において委員間または当局職員との距離が2メートル以上確保できない場合
呼吸等が苦しくなるなど身体への影響がある場合、委員長に申し出て暫時休憩を求め、2メートル以上の距離を確保したうえで、会話をしないことを条件にマスクをずらすことの許可を得ることができるよう依頼します。（咳、くしゃみをするときはずらしたマスクを適切な着用に戻すことを遵守します。） 暫時休憩時間は必要最小限にとどめます。

3. 一般質問における質問方式による取り扱い

質問方式に関わらず、呼吸等が苦しくなるなど身体への影響がある場合、議長に申し出ることで、適宜休憩しながら質問することができるよう依頼します。

資料 3

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

議会で利用する紙類を減らす取り組みに関するアンケート (総務生活常任委員会)

▲ 2022年6月16日以降、Microsoftのサポートが終了するため、ご利用中のWebブラウザ (Internet Explorer) では正常に動作しない可能性がございます。サポート対象のWebブラウザはChrome, Edge, Firefox, Safari となっております。

議会報告会・意見交換会で取り組んだ「ごみの減量化」に関連して、議会で使う紙類を減らす取り組みを進めたいと考えています。そこで皆さんに、紙媒体のどのような文書なら減らせると考えるか伺いたいと思います。アンケートに具体的にお答えいただき、今後の参考にしていきます。よろしくお願いたします。

回答〆切 令和4年10月〇日 (〇)

Q1. 氏名 必須

氏名

氏 必須 0 / 64

名 必須 0 / 64

5つ以上ある場合にはお手数ですが、2回、3回に分けて回答していただきますようお願いいたします。

Q2.

市議会で利用している紙媒体資料で不要であると思うものを記入してください ※できるだけ具体的にお示しください。

1 資料名

▼

不要と考える理由

例) データで内容確認でき、持ち物も軽くなるため 0 / 60000

今後の代替案

例) office 365による共有ファイルをダウンロードする 0 / 60000

2 資料名

▼

不要と考える理由

例) 最新情報はインターネットから検索できるため 0 / 60000

今後の対応策案

例) インターネットからの検索で取得する 0 / 60000

3 資料名

▼

不要と考える理由

▲ この画面は動作確認用です。一般公開用のURLではありませんのでご注意ください。

今後の対応策案 0 / 60000

4 資料名 0 / 60000

プリントアウト

不要と考える理由

今後の対応策案 0 / 60000

5 資料名 0 / 60000

プリントアウト

不要と考える理由

今後の対応策案 0 / 60000

今後の対応策案 0 / 60000

Q3.

これからも紙媒体で配付してほしい資料がありましたら教えてください。

1 資料名

プリントアウト

紙媒体が必要である理由がありましたらご記入ください

2 資料名 0 / 60000

プリントアウト

紙媒体が必要である理由がありましたらご記入ください

3 資料名 0 / 60000

プリントアウト

紙媒体が必要である理由がありましたらご記入ください

今後の対応策案 0 / 60000

Q4.

その他、資料の取り扱いについて気になることがあればご記入ください

自由記入

プルダウンで選べる資料

--○本会議

招集通知

議案書

予算概要書

説明書・参考

その他議案関係資料

議事日程

委員会報告書等資料

議案審査付託先一覧

一般質問通告一覧

議員個人配付資料

議案質疑通告一覧

議案質疑要求資料

--○委員会等（常任委員会・特別委員会・議会運営委員会など）

開催通知

レジュメ

資料

--○議員連絡会・全員協議会

開催通知

議連レジュメ

議連配布資料

全員協議会レジュメ

全員協議会配布資料

--○その他資料（例規集など）

例規集

その他（自由記載）

テストページ（インターネット）



資料 4

令和4年度第2回議会報告会「市民との意見交換会」について

1 開催日時

10月29日(土)、11月5日(土) 19時～

2 開催場所

- ・10月29日 初倉公民館
- ・11月5日 川根支所、北部ふれあいセンター

3 割り振り

10/29	11/5	
初倉公民館	川根支所	北部ふれあいセンター
☆清水	☆大石	☆横田川(■)
◎横山	◎八木(■)	◎大関
○桜井	森	○村田
四ツ谷	青山(■)	○大村
井上	平松	堤坂(■)
曾根	山本(■)	天野(■)
	石川(■)	藤本(■)

厚生
経済
総務

☆会場責任者 ◎常任委員会委員長 ○常任委員会副委員長
(■)中山間地域の振興に関する特別委員会委員

4 開催方法

- ・対面式を前提とし、状況によってはリモートで開催を検討する。

5 意見交換の相手

- ・対面式の場合は、これまで通り広く一般市民に参加を呼びかける。
- ・リモートの場合は、それぞれの地区の自治会を対象とすることも考えられる。

6 周知方法

- ・島田市公式LINE
- ・広報しまだ10月号(10月14日(金)発行)
- ・自治会
- ・コミュニティ委員会(初倉、まちづくり川根)
- ・議員からの周知

7 次第

- ・議会活動報告(各常任委員会ごと)(各5分×3委員会)
- ・質疑応答
- ・共通テーマ「地域課題について」
- ・意見・情報交換